

議案第67号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1保健福祉部の表1の項中(6)を(10)とし、(5)を(9)とし、(4)を(6)とし、その次に次のように加える。

(7) 政令第20条の6 において準用する 政令第17条第1項 の規定に基づく地 域限定保育士登録 証の書換え交付	地域限定 保育士登 録証書換 え交付手 数料	1,600円
(8) 政令第20条の6 において準用する 政令第18条第1項 の規定に基づく地 域限定保育士登録 証の再交付	地域限定 保育士登 録証再交 付手数料	1,100円

別表第1保健福祉部の表1の項中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第18条の28第 1項の規定に基づ く地域限定保育士 試験の実施	地域限定 保育士試 験手数料	12,700円
(4) 法第18条の33第 3項の規定に基づ く地域限定保育士 の登録の申請に対 する審査	地域限定 保育士登 録申請手 数料	4,200円

別表第1保健福祉部の表1の項に次のように加える。

(11) 省令第6条の54 において準用する 省令第6条の11の	地域限定 保育士試 験全部免	2,400円
--	----------------------	--------

2第1項の規定に基づく地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	除申請手数料
-------------------------------------	--------

別表第2中1の2の項を1の3の項とし、同項の次に次のように加える。

1の4 児童福祉法施行規則第6条の54において準用する同令第6条の11の2第1項の規定に基づく地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	児童福祉法第18条の32第1項に規定する知事が指定する者
---	------------------------------

別表第2の1の項の次に次のように加える。

1の2 児童福祉法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士試験の実施	児童福祉法第18条の32第1項に規定する知事が指定する者
--	------------------------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。